

滑川市創業融資保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市創業融資保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人又は法人が新たに事業を開始すること。
- (2) 創業者 創業を行おうとする者であつて、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者又は創業を行い創業日から2年を経過していない者
- (3) 創業日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては会社設立の日
- (4) 創業融資 市長が別に定める市内金融機関（滑川市創業支援事業計画に定める創業支援事業者である市内金融機関）において、創業に必要な資金を借り入れること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人事業主にあつては、市内に居住し住民登録をしており、市内に事業所を設置する創業者
 - (2) 法人にあつては、市内に事業所を設置する創業者
- 2 前項に該当するものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者としなない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者

(2) 滑川市暴力団排除条例（平成 24 年滑川市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者

(3) 他の者が行っていた事業を承継して事業を営む者

(4) その他市長が適切でないと認める者
(補助金の交付)

第 4 条 市長は、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の交付は、同一創業者につき 1 回限りとする。
(補助金の額)

第 5 条 補助金は、富山県信用保証協会の定める創業融資に係る保証料(以下「保証料」という。)の 3/5 以内の額とし、50,000 円を上限とする。
(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滑川市創業融資補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 富山県信用保証協会の発行する保証決定通知書の写し

(2) 創業融資実行証明書（様式第 2 号）

(3) 創業融資の申込みを行う際に提出した事業計画及び収支予算が記載された事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、融資が行われた月の翌月から起算して 6 か月以内に提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合には、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 8 条 補助金の交付を受けた者が、繰上償還等により支払った保証料が返戻されたときは、滑川市創業融資保証料補助金に係る保証料返戻届(様

式第 3 号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 富山県信用保証協会の発行する返戻保証料の振込通知の写し

2 市長は、前項の規定による届け出に基づき、返戻された保証料のうち補助金に該当する金額の返還を命じることができる。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後に創業した者に対し適用する。